

# 山梨県国民健康保険・後期高齢者医療「被保険者記号・番号」等一覧表

この一覧表は、レセプトの資格確認を行うための「被保険者マスタ」の設定状況を示す一覧表であり、実際の被保険者証のレイアウトと異なる場合がございます。

《国民健康保険》 ※番号欄の○は最大桁数を示しております。

(令和5年8月1日～)

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	
十 三 市	甲府市	19.001.7	R7.7.31	うぐいす色		〇〇〇-〇〇〇〇〇	南 巨 摩 郡 中 郡 南 都 留 郡 北 都 留 郡	早川町	19.072.8	R6.7.31	うぐいす色	6〇〇〇〇〇〇
	富士吉田市	19.002.5	R6.7.31	水色		403-〇〇〇〇〇〇		身延町	19.073.6	R6.7.31	うぐいす色	6〇〇〇〇〇〇〇
	都留市	19.004.1	R6.7.31	うぐいす色		402-〇〇〇〇〇〇〇		南部町	19.074.4	R6.7.31	うぐいす色	6〇〇〇〇〇〇〇
	山梨市	19.005.8	R6.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇-〇〇〇〇		富士川町	19.110.6	R6.7.31	うぐいす色	6〇〇〇〇-〇〇〇
	大月市	19.006.6	R6.7.31	うぐいす色		401-〇〇〇〇〇〇〇		昭和町	19.079.3	R6.7.31	うぐいす色	〇〇〇〇〇〇
	韮崎市	19.007.4	R6.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		道志村	19.097.5	R6.7.31	うぐいす色	975-〇〇〇〇〇
	南アルプス市	19.008.2	R6.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇		西桂町	19.098.3	R6.7.31	うぐいす色	20-〇〇〇〇〇〇〇〇
	北杜市	19.009.0	R6.7.31	うぐいす色		ホクト-〇〇〇〇〇〇〇〇		忍野村	19.099.1	R6.7.31	うぐいす色	59-〇〇〇〇〇〇〇〇
	甲斐市	19.010.8	R6.7.31	うぐいす色		カイ-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		山中湖村	19.100.7	R6.7.31	うぐいす色	20-〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	笛吹市	19.011.6	R6.7.31	うぐいす色		20-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		鳴沢村	19.104.9	R6.7.31	うぐいす色	20-〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	上野原市	19.012.4	R6.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇		富士河口湖町	19.108.0	R6.7.31	うぐいす色	〇〇〇〇〇〇〇〇
	甲州市	19.013.2	R6.7.31	橙色		〇〇〇-〇〇〇〇〇		小菅村	19.106.4	R6.7.31	うぐいす色	1064-〇〇〇〇〇〇
	中央市	19.014.0	R6.7.31	うぐいす色		014-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		丹波山村	19.107.2	R6.7.31	うぐいす色	1072-〇〇〇〇〇〇
	代西 郡八 市	市川三郷町	19.109.8	R6.7.31	うぐいす色			6〇〇〇〇-〇〇〇	県医師国保組合	19.367.2	R6.7.31	ピンク色

## 《後期高齢者医療》

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	被保険者番号
山梨県後期高齢者医療広域連合	3919〇〇〇〇	R6.7.31	薄紫色	〇〇〇〇〇〇〇〇

※後期高齢者医療の保険者番号については、27市町村で異なります。

### 【レセプト請求時等における留意事項】

■被保険者記号・番号について、券面が「記号」「番号」と表記されている保険者と「記号・番号」と表記されている保険者がありますが、電子レセプトの請求は、上記一覧表のとおり「被保険者記号」をNULL(なし)とし、「被保険者番号」に全て記録していただきますようお願いいたします。

※ハイフンの形式は、全角マイナス(-)をお願いいたします。なお、電子レセプトデータにおける被保険者番号は、全角若しくは半角での記録が認められていますが、半角で記録する場合、ハイフンの形式は半角マイナス(-)をお願いいたします。

■山梨県内保険者の国保被保険者証に「枝番(2桁)」が付与されています。「枝番」が記録された被保険者証によって患者が受診した場合、電子レセプトへの記録をお願いいたします。(詳細については、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」をご確認願います。)

- (注) 1. 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)、国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証は毎月確認してください。
2. 被保険者証の有効期限については、被保険者によって変更になる場合があります。
3. 後期高齢者医療については、広域内で市町村の異動があった場合、保険者番号等が変更となります。なお、この場合は、それぞれの保険者番号ごとに診療(調剤)報酬明細書を作成することとなります。
4. 法定外給付については、被保険者証等で確認のうえ、法定給付とは別に請求書を作成し、分けて提出してください。  
※国民健康保険中央会ホームページ「制度関係資料等-法定外現物給付一覧」(<https://www.kokuho.or.jp/>)でも閲覧できます。
5. 県外保険者(全国決済制度)分も併せて本会に請求してください。
6. 振込銀行等指定金融機関の変更は、特別の場合(新規開設又は住所移転等)を除き、本会への申し出を毎年3月11日～4月8日(土日祝日を除く)とさせていただきますのでご注意ください。
7. 保険医療機関及び保険薬局等の廃止等の理由により、住所変更をする場合はご連絡ください。
8. 診療報酬請求書等の受付切日は、毎月10日(土曜日、日曜日、祝祭日も同様)午前8時30分から午後5時15分までです。  
(郵送で提出の場合は、10日必着をお願いいたします。)
9. オンライン請求受付運用期間は、オンライン請求システム上でご確認ください。

### 山梨県国民健康保険団体連合会

〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 四階  
 電話 055 (223) 2112 (介護・保険者支援課) 【過誤及び重度心身障害者医療費助成に係ること】  
 055 (223) 2114 (審査課) 【診療報酬明細書の審査及び返戻等・再審査に係ること】  
 【保険医療機関等の登録に係ること】  
 FAX 055 (233) 1204  
 山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ <https://www.ymnkokuho.or.jp>